2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々２㎝をとるものとし、原則としてその左右においては各々2.3㎝を超えないものとする。
3　書き方は左横書、１行は40字詰めとし、１ページは50行以内とする。
4　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
5　実用新案登録請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
6　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。
7　文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して実用新案登録請求の範囲の記載に代えてはならない。
8　技術用語は、学術用語を用いる。
9　用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
10　登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
11　微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
12　化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。
13　「実用新案登録請求の範囲」は、第４条並びに実用新案法第５条第５項及び第６項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
イ　「実用新案登録請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。
ロ　請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
ハ　他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
ニ　他の２以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
ホ　請求項に付す番号は、「【請求項１】」、「【請求項２】」のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項１」、「請求項２」のように記載する。
14　化学式等を実用新案登録請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化１】」、「【化２】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数１】」、「【数２】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表１】」、「【表２】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170㎜、縦255㎜を超えて記載してはならなず、１の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

様式第四の備考２中「150」を「170」に、「245」を「255」に改め、同様式の備考12のイ中「明細書」の次に「又は実用新案登録請求の範囲」を加える。

様式第五の備考３中「36」を「40」に改め、「、各行の間隔は少なくとも４㎜以上をとり」を削り、「29」を「50」に改め、同様式の備考８及び11中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加え、同様式の備考12中「150」を「170」に、「245」を「255」に改める。

様式第六の備考４中「「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」」を「「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」」に改め、同様式の備考８中「「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように記載する（備考４により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)」を「「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する」に改め、同様式の備考９中「30、32から34まで、36及び37」を「31、33から35まで、37及び38」に改める。

様式第八の備考９中「「営業所」」を「「日本における営業所」」に改める。

様式第九の備考３中「30、32から34まで及び37」を「31、33から35まで及び38」に改め、同備考の後段を削る。

様式第十中	「【提出物件の目録】 【物件名】　明細書の翻訳文 【物件名】（図面の翻訳文 【物件名】（図面 【物件名】　要約書の翻訳文	1 1）を 1） 1 」	「【提出物件の目録】 【物件名】　請求の範囲の翻訳文 【物件名】　明細書の翻訳文 【物件名】（図面の翻訳文 【物件名】（図面 【物件名】　要約書の翻訳文 1 1 1） 1） 1 」	に改め、同様式の備考２中「26まで、30、32から34までと、36及び37」を「27まで、31、33から35まで、37及び38」に改める。

様式第十一の備考２中「30、32から34まで及び37」を「31、33から35まで及び38」に改める。

様式第十二の備考３中「出願」を「申出」に改め、同様式の備考５中「、26、30、32から34まで及び37」を「から27まで、31、33から35まで及び38」に、「25及び26」を「27」に改める。

様式第十四の備考１中「「【氏名又は名称】」は、」を「「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。」に改め、同様式の備考５中「「【納付年分】」」の下に「(備考６に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)」を加え、「その他」を「特許料等に関する特記事項」に改め、「記載」の下に「し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載」を加え、同様式の備考６中「次に「【その他】」」を「次に「【持分の割合】」」に、「「国等以外の者の持分の割合○／○」のように記載する(備考５により「【その他】」の欄に登録料及び割増登録料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)」を「「○／○」のように国等以外の全ての者の持分の割合を記載する」に改め、同様式の備考７中「30」を「31」に、「33」を「34」に改める。

様式第十五の備考６中「及び31から34まで、様式第６の備考５並びに様式第14の備考１」を「、31及び33から35まで並びに様式第６の備考５」に改め、同備考を同様式の備考７とし、同様式中備考５を備考６とし、同様式の備考４中「150」を「170」に、「245」を「255」に改め、同備考を同様式の備考５とし、同様式の備考３中「第13条の２第３項」を「第13条の２第４項」に改め、同備考を同様式の備考４とし、同様式中備考２を備考３とし、備考１の次に次のように加える。

２　「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

第三条　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十一条第一項、第二十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「第七条まで」の下に「又は第八条第一項」を加える。